

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1020010	新ふくい人「農ある暮らし」移住特区(不動産業者の農地取得および農地付き住宅を取得する際の、権利移動に係る面積要件の緩和)	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得地すべてを耕作し、農地を効率的に利用することや、取得後の農地の面積が原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となること(下限面積要件)となっている。知事が別に定める面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能である。		現在、不動産業者が農地付き住宅の販売(貸付)を目的として農地を農地として取得しようとしても、農地法の規定により、対象法人が農業生産法人等に限定されている。また、個人の農地権利取得の要件は、取得後の経営面積50a以上(知事特認10a以上)等とされている。これを、特定法人貸付事業実施区域において、不動産業者が農地付き住宅の販売(貸付)を目的として取得し、保有できるような農地権利取得対象者の要件を緩和するとともに、農地付き住宅を購入(借入)する移住者については農地権利取得の面積要件を緩和し、10a未満の小規模な農地でも取得可能とする。	農地の取得対象者の要件を緩和し、不動産業者が農地付き住宅の販売を目的とする場合は、不動産業者が一時的に農地を農地として取得し、所有することを可能とする。併せて、農地付き住宅を購入(借入)する移住者については、農地権利取得の面積要件を緩和し、10a未満の小規模な農地でも取得可能とする。 提案理由 中山間地域等においては、少子高齢化、人口減少が進み、担い手の不足から農業の継続や地域コミュニティの維持が困難になるなど、耕作放棄地の発生拡大が危惧されている。一方で、農村部へ移住を希望する都市住民には、小規模であっても農地を取得して農業に親しみたいという願望が強い。不動産業者にも、こうしたニーズを捉え、住宅を農地とセットで販売したいという要望がある。今後は、多様な担い手の参加により、中山間地域等条件不利地における営農を継続していく施策が必要とされており、区域を限定したうえで、移住者に住宅とセットになった小規模な農地取得を認め、村落コミュニティの中で地域を担う一員になってもらうことが必要である。不動産業者による農地付き住宅の販売が可能となることにより、移住者のニーズにあった様々な形態の農地付き住宅の供給が都市住民への情報発信が民間資本により行われることとなり、中山間地域等の活性化と耕作放棄地の解消が促進される。 代替措置 市町村が指定する特定法人貸付事業実施区域に限定し、監視も強化することにより、優良農地の非効率的な利用を抑制しようとすることは十分可能である。 また、不動産業者が農地を一時的に保有している間は専ら刈り等の管理を義務付けること等により、農地の生産を妨げることがない。 なお、市民農園の利用では、移住者に地域の担い手の一員として主体的に農地維持のための共同作業等に参加してもらうことが困難であり、市民農園以外の耕作放棄地への波及効果が見込めない。 不動産業者に農地の一時保有を認めない場合、不動産業者は農地のあつせんのみとなるため、田から畑への転換や区割りの変更等ができず、移住者のニーズにあった農地の提供ができない。	C	農地法は、不耕作目的や、農業の生産性が低く農業で自立できないような小規模農地の権利移動等を望まない権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利取得ができるように誘導することを目的に、農地の取得には許可制を採っている。また、許可の際の要件の一つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることが可能としている。 不動産業者が農地を取得できるようにしたり、下限面積要件を撤ししたりすることは、投機目的、資産保有目的など不適切な農地取得につながるおそれがあり、また、零細で非効率的な農地利用を招くことから、適当ではない。	1016010	福井県	福井県	農林水産省		
1020020	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a(知事が別に定めている場合はその面積)以上となること(要件)となっている。知事が別に定める面積については、平均経営規模の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げることが可能である。		新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法は、農地の集団性を確保するとともに、効率的かつ自立した農業経営のため、小規模農地の権利移動を制限し、許可制を採っていることは理解しています。しかし、権利移動の要件となる、農地取得下限面積要件を廃止することが、すべてにおいて帯的な農業経営体を生み出し、非効率的な農地利用を招くことは考えられません。高齢化の進行や農業の担い手不足は全国的な問題であり、生産地である三次市においても例外ではなく、耕作放棄地も年々増加しているのが現状であります。三次市では平成16年度において、「閉鎖なみよしの農林業支援プロジェクト」を設置し、耕作放棄地の復旧策に向けて協議をすすめてきました。その中でも「耕作放棄地復旧地域活動支援」「学給給食食材専用圃場への復旧」「耕作放棄地復興チャレンジツアー」などに取り組むことが提唱され、平成20年度において一部予算化したところでです。また、定住促進も積極的に推進しており、「新規就農者実入拡大事業」として、研修や資金面での支援を行うこととしています。しかしながら、依然として高齢化や担い手不足は深刻であり、地域の営農組織や新規就農者等新たな担い手の育成が求められています。特に新規就農者については、生産技術の習得や、農業機械の導入が必要となる。初期投資の問題をクリアするため、小規模な面積から農業に取り組む。徐々に拡大していく支援も必要です。Uターンや定年就農者・週末就農者、将来において地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材と期待されます。こうした新規就農者が参入しやすい環境を整え、耕作放棄地の解消による、有効な土地利用や、地域内農産物の生産拡大を図るためにも、一定の要件を満たす地域における土地取得下限面積要件の廃止を提案します。	C	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等を望まない権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。許可の際の要件の一つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることが可能としている。したがって、新規就農者に限って下限面積要件を廃止することは、適当ではない。	1004040	三次市	広島県	農林水産省		
1020030	土地改良法第15条の特例	土地改良法(昭和24年6月6日法律第195号)第15条	土地改良法の行うことができる事業は、その地区内の土地改良事業及びそれに附帯する事業に限定されている(土地改良法第15条)。		現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良法が行うことができる事業を拡大。	前回の提案の結果では、収益を伴う営農活動を土地改良法が実施することは、土地改良法の性格上認めることが出来ないという回答をいただいているところがあります。しかしながら、現実として、中山間地域での土地改良の実情は、償還金返済事務や施設更新並びに維持管理が業務の中心となっています。また、小規模な農業経営体が多く、農業の担い手も高齢化している中で、「担い手不足」、「農地の荒廃(耕作放棄地の増加)」、「土地改良事業の減少」などにより、組合員への賦課金のみでは運営費が不足しており、この不足分を賦課に求めることができない状況から、三次市からの運補補助金をもって、どうにか活動継続を模っているのが現状です。世帯の食料事情の動向、食料自給率問題も深刻な今日、農産物の重要な役割を再認識し、農地や農業施設などの農業資産をみんなで守り、支えたいという観点から、土地改良法に更なる役割を持たせるとともに、土地改良法の一層の健全化と自立が必要であると考えます。以上ことから、農作業の委託及び耕作業務等の営利を目的としない収益事業を可能とするよう特例措置を求めるものです。	C	土地改良法は、事業施行に当たって当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得た上で、都道府県知事等の認可を受けて設立されるものであり、その際、不同意も含めて当該地区内の事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。また、事業実施に必要な費用については、組合員への賦課金によることを前提としており、事業実施により損失が生じた場合には最終的には賦課金として組合員の負担となるものである。また、滞納者に対しては、強制徴収権も付与されているところである。このように土地改良法は、土地改良事業の性格に著しく強い公共的性質・権能を持つ法人であることから、その業務範囲は、土地改良事業を適切かつ安定的に実施する観点から、土地改良法の性格で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。したがって、このような土地改良法の性格上、農作業の委託及び農地の転換等を土地改良法が実施することは、営利を目的としない場合であっても、認めことはできない。	1004050	三次市	広島県	農林水産省		

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1020040	高知県の施設園芸現場において害虫防除にその地域に産する土着天敵を利用しやす(する)ための施策(天敵特区)	農林水産省・環境省告示第一号(平成15年3月4日)(一)	天敵は使用場所と同一の都道府県内(離島の場合は当該離島内)において採取されたものであるが、農業取締法第2条における特定農業生産物の定めが不要な農産物と定めておられる(平成15年3月4日 農林水産省・環境省告示第一号)。さらに、他の都道府県(離島の場合は当該離島内)において当該天敵が使用されることのないよう、当該天敵の増殖は行われないう指導している。		農業取締法で規定される特定農業の内、農水省告示で天敵については使用場所と同一の都道府県内で採取されたものとされているが、高知県内で採取されたものを高知県内に譲渡して無償で配布利用する場合は、特定農業として取り扱ってほしい。	高知県は施設園芸が盛んであり、そこでは害虫防除に天敵を利用することを中心とした総合的害虫管理(IPM)の体系を導入する農家の割合が多く、ナス栽培面積の29%、ピーマン・シントウの58%となっている(高知県環境農業推進課。平成19年)。現在日本で再販されている天敵農家は大半が外国産であるが、栽培現場からは土着の天敵の利用に期待が寄せられている。法律では同一都道府県内で採取した土着天敵を害虫防除に利用することは特定農業として扱われ、農業登録の必要はないとされているが、人工的に増殖して利用する場合は登録が必要とされている。日本で農業登録され市販されている土着天敵の代表種としてアザミワタ類を捕食するタイリクヒメハナカマシメの土着の1000頭放飼が基本とされている。これに見合う土着のカメムシ類を農業従事者が野外で採取することは困難であり、特定農業では補助的な害虫防除効果しか期待できない。しかし、天敵登録等維持している土着天敵を施設園芸害虫防除のために農家に無償で交付し、天敵増殖キットなどを用いて農家の手で増殖する事ができれば、防除に必要な個体数を確保でき、農家の防除資材購入費用の削減にも繋がる。このように高知県の施設園芸の現場において高知に産する天敵をより効果的に利用できるように、本案を天敵特区として取っていただくことが本事業の目的である。高知県における生物農薬の出荷額は都道府県第一位(農業延至2006)であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実際の栽培現場周辺で積極的に天敵を採取する生産者も多い。今回の天敵特区が認められると高知県農業の活性化につながり、環境保全型農業を推進するモデルの事業になりうる。	B-1	IV	特区に限らず、全国において、ある都道府県において増殖させた天敵が、当該都道府県外等に配布・使用されないことを確保に担保することを前提に、増殖させた天敵を特定農業として使用することを認める方向で検討する。 具体的には、本年年中について調査を行い、調査の結果安全性等が確認できれば、所用の対応について検討する。	1008010	(国) 高知大学	高知県	農林水産省 環境省	
1020050	農地の一時的転用期間の延長	農地法第4条第1項、第2項第1号 農地法施行令第1条の10第1項第1号 農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)第3の1の(1)の①の7	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするための所有権等の種別設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。 農用地区域内の農地の転用は、以下の場合に限って例外的に許可。 「土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合 「農用地利用計画において指定された用途(農業用施設用地等)に供する場合 「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること 「農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)において、一時的な利用の期間を3年以内と規定)		農地の一時的転用は、「農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日) 事務次官通知」により農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことを担保する観点から3年以内とされているが、10年以内などの期間の延長ができないものか。	本市は、有明海に面し、半分近くが江戸時代から遠浅の干潟を干拓して出来た土地である。そのため、治水和利のための延長期間30年のクレーン埋立(三)の経緯を踏まえて、以前は毎年地域でクレーンの浚渫を行い、その浚渫土(泥土)は農地へ還元し、肥料として活用を行って来たが、近年、生活様式の変化等により空き缶や割れビン等が畜れ、農地還元が出来なくなっている。 このことは、住民の要望により治水、利水の面から浚渫を行っているが、前述のとおり農地還元が出来ないため、浚渫土の設置場として(悪臭が発生する)宅地から離れた地元個人所有の農地を借り上げている状況にある。 特に平成10年度から始まった「農地・水・環境保全対策事業」により集落などの活動が活性化し、地域ぐるみの作業が増え、浚渫土の置が置つつある。 一方、農地所有者は、地元のため、やむなく浚渫土の設置場として承知されているが、将来的には農地として利用する意思があり、市としても長期的な視点から借り上げ地をなし崩し的に宅地化を望んでいないため、完全転用ではなく一時的転用で対応している状況である。 浚渫土は農地として活用を検討しているが、前述のとおり様々なものが含まれているため、活用範囲は狭く、一時的転用期間の3年では困難なため、10年に延長することを提案するものである。	C	農業振興地域内の農用地区域は、相当長期にわたり農用地として利用すべき土地として、市町村農業整備計画の農用地利用計画において定められた土地であり、農用地区域内においては原則として転用を認めない。しかしながら一時的な転用については、市町村農業整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から期間を3年以内と限定して、例外的に認めている。 このため、農用地区域内農地の一時的転用の期間を延長することは、農地として利用しない期間を長期化させることとなり、市町村農業整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあることから適当ではない。	1011010	柳川市	福岡県	農林水産省		
1020060	土地区画整理事業地区内の土地の分筆登記に伴う共有持分について	農地法第3条第1項	農地法第3条第1項		土地区画整理事業地区内においても通常の土地の分筆や所有権登記と同様な取扱いとなるよう、所有者のニーズに合った土地利用の継続と地目変更を可能とするべきであり、不合理な固定資産税課税の許可が必要な場合と、許可が不要な場合がある。	法務省通達(平成16年2月23日付け法務省民二第492号)が出される以前から、土地区画整理事業を施行中であつた地区において、売買や相続等が生じた場合は、従前を分筆することができず、共有持分として登記せざるを得なかった。 それらの物件を、法務省通達以後に、本案の登記内容に変更するため、分筆しうえ各共有持分を各単独所有に登記しようとしたとき、共有物分割が共有持分放棄のどちらかの方法で単独の所有権に変更登記することとなる。 このとき、登録免許税が違つたため、安価な共有物分割の方法を探ることが多いが、地目が農地(田、畑等)である場合は、農地法の制約がかり、当該物件とは別に40a以上農地を耕作していない者は、当該物件を農地として土地利用し続ける意思が所有者にあつても、その意思に反して農地転用の届出や許可(あるいは地目を農地から宅地に地目変更)が必要となる。 また、農地法の制約がかりない共有持分放棄の方法を探した場合においても、双方の地目が宅地を農地(農種目)である場合は、所得税法第58条の適用ができない。このため、当該物件を農地として土地利用し続ける意思が所有者にあつても、その意思に反して農地転用の届出や許可(あるいは地目を農地から宅地に地目変更)をすることが必要となる。 これら法務省通達以前に土地区画整理事業が施行中であつたことが原因で、従前分筆および共有持分を単独所有とすることができなかった場合は、特例として、共有持分放棄と所得税法第58条の適用を併用することにより、共有物分割において農地法の制約を受けないこと一併適用法第58条の適用を農種目にあつても可能とする観点で、所有者のニーズに合った土地利用の継続と地目変更を可能となり、不合理な固定資産税課税を可能とする観点で、土地区画整理手法への正しい理解と協力と、納税者からの信頼を得ることができ、住民との協働のまちづくりをさらに推進することを可能とする。 ※ 一部検討対象外	C	御提案にある土地区画整理事業における登記に係る法務省の通達及び税負担の軽減措置については、当省では所管していない。 農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利助産等ましくない権利助産を排除し、適正かつ効率的に農地を利用して農家が農地の権利を取得できるように奨励することを目的として行っている。 また、許可の際の要件の一つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあつては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることが可能としている。 本件はそもそも共有農地の分割手続の方法によって税負担が異なることこの解消を求めるものであり、税負担のあり方については、当省で所管する内容ではない。	1020010	個人	大分県	農林水産省		



10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1020110	酒造好適米を生産する場合の生産調整の要件緩和	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第2項 米穀の生産調整実施要領第3 同要領別紙3の第2	酒造好適米については、従来の計画流通制度においても自主流通米として取り扱われており、現行の「米穀の生産調整実施要領」においても、都道府県別需要量に関する情報の算定の際、生産数量目標の内数として、主食用米の過去の需要実績に酒造好適米も含めて取り扱っているところ。 具体的には、同要領別紙3の第2の生産数量目標の外数となる加工用米の対象米穀から醸造用玄米(酒造好適米と同意)を除外している。		地域内の特別栽培又は有機栽培による酒造好適米の生産者と地域内の酒造業者とが栽培契約を締結し、当該酒造好適米を生産する。酒造好適米の生産量は年々増大するなか、機械化一貫体により生産できる酒造好適米など稲作への期待が大きくなっており、酒造好適米を生産する生産調整の取組として取り扱うことは、主食用米が増産されるおそれがあるため、酒造好適米生産農家には酒造好適米の生産目標数量を控除して配分することにより、酒造好適米生産が維持可能である。よって、酒造好適米の生産を生産調整の取組として取り扱うことで、酒造好適米の生産が維持され、伝統的産地である農家と伝統的産地である酒造家の連携が強化され地域の活性化ができるものと考えます。	酒造好適米については、醸造用のみに使用されているが、主食用米として取り扱われており、地域内の酒造好適米の生産量は、市内の酒造業者の使用量の4分の1程度であり、酒造好適米の生産量は減少傾向にあります。また、農業従事者の高齢化や減少により、生産調整水田における不作付地が年々増大するなか、機械化一貫体により生産できる酒造好適米など稲作への期待が大きくなっており、酒造好適米を生産する生産調整の取組として取り扱うことは、主食用米が増産されるおそれがあるため、酒造好適米生産農家には酒造好適米の生産目標数量を控除して配分することにより、酒造好適米生産が維持可能である。よって、酒造好適米の生産を生産調整の取組として取り扱うことで、酒造好適米の生産が維持され、伝統的産地である農家と伝統的産地である酒造家の連携が強化され地域の活性化ができるものと考えます。	C	国は、酒造好適米も含めた主食用米の過去の需要実績を基に都道府県別需要量に関する情報を算定しており、生産者へ配分される生産数量目標についても、当該需要量に関する情報を基に、都道府県・市町村等それぞれの段階で決められる配分ルールに沿って算定されている。しかし、全国的7万トンの酒造好適米を生産数量の外数扱いにした場合、国からの都道府県別需要量に関する情報から当該数量を控除することとなるが、地域段階においても、酒造好適米を生産していない生産者も含めた地域全体の生産数量目標が減少することになるので、酒造好適米を生産調整の取組として取り扱うことは適当ではないと考えている。	1063010	香多方市	福島県	農林水産省		
1020120	添加物の軽減による食品リサイクルと食の安全の両立	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年4月11日法律第35号)第23条	食品残さを利用した飼料については、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を策出し、原料の収集、製造に関する指導を行っているところであるが、食品添加物の使用量等については特に定めない。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(第八三号)第2条第2項の「食品廃棄物」の定義に於いて、「一定量以上の添加物を使用した食品を除くもの」という趣旨を付け加える。	現在コンビニエンスストア及びスーパーでは廃棄物(期限切れ食品・弁当・おにぎり等)を回収加工した上で飼料としているが、回収された食品には一定量の添加物が含まれているものがある。廃棄物の排出量削減の観点からは望ましい取り組みであるが、こうした添加物の入った食品廃棄物をリサイクルより飼料として再利用していくと、それを食べる豚・牛の体内に添加物が蓄積されることが示唆される。こうした飼料を使用した豚・牛等の肉をまた并当に使用することにより厚生労働省の定める食品への添加物使用量を上回る危険性が生じ得る。こうした問題を解消するため、リサイクルのプロセスにのる食品を無添加のもの、(ないし、添加物の使用量が一定程度低減と認められるもの)に限定することを提議する。これにより、飼料を食べ豚・牛等の肉自体に添加物が蓄積することを防ぐことで、消費者に安全性の観点から認められた添加物の基準を満たした食品が届けられることになり、廃棄物の抑制と、昨今、消費者の関心が高い「食の安全性」を両立することができると考える。	飼料の安全性の確保を目的とした飼料安全法では、有害な物質やその疑いのある原料を用いた飼料の製造を禁止することとされている。しかし、食品添加物は、①食品衛生法で定められた範囲内で使用されている限り、それを含む食品を摂取した人の健康に悪影響を及ぼさないことが動物試験等により確認されている。従って、飼料原料として当該食品を用いて飼育された家畜に由来する畜産物を食べても安全性上の問題は生じないと考えていない。②また、食品添加物は体内で分解、排出されることから家畜体内で蓄積されないものと考えられることから、飼料原料として食品添加物を含む食品を用いて飼育された家畜に由来する畜産物を食べても安全性上の問題は無いと判断される。そのため、これを含有する原料の利用に関し、更なる規制を加える必要は無く、このような規制を制度とした特区を設けることは適当ではない。	C	飼料の安全性の確保を目的とした飼料安全法では、有害な物質やその疑いのある原料を用いた飼料の製造を禁止することとされている。しかし、食品添加物は、①食品衛生法で定められた範囲内で使用されている限り、それを含む食品を摂取した人の健康に悪影響を及ぼさないことが動物試験等により確認されている。従って、飼料原料として当該食品を用いて飼育された家畜に由来する畜産物を食べても安全性上の問題は生じないと考えていない。②また、食品添加物は体内で分解、排出されることから家畜体内で蓄積されないものと考えられることから、飼料原料として食品添加物を含む食品を用いて飼育された家畜に由来する畜産物を食べても安全性上の問題は無いと判断される。そのため、これを含有する原料の利用に関し、更なる規制を加える必要は無く、このような規制を制度とした特区を設けることは適当ではない。	1084090	個人	東京都	農林水産省		
1020130	農地転用規制の緩和	農地法第3条	耕作目的で農地を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要であり、農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合は、農地法第4、5条に基づく転用の許可が必要。	農地(主として水田)において微細藻類(水生光合成微生物)の培養を行うため農地の転用を認めて頂く	新しく農事組合法人として休耕田や遊休農地施設を活用して地方農業の活性化を志し結んだところである。但し、地域の活性化は農業生産だけに頼って成り立つものではない。地域の持つ特殊性や新しい発想を加味したその地域の創意を結集する必要を痛感している。その発想の1つが微細藻を活用する新しい農法の確立でありその実現を取り組みたい。 本法人は農業関連事業として微細藻の培養を水田において大規模に実施したいと思料している。培養の方法としては水田に水を張り微細藻だけを生育・増殖させる方法と水田の稲作と並行して排水時に微細藻を生育・増殖させる場合を対象として考えている。 その目的は 1) 家庭、家庭用の栄養強化飼料の供給 2) 魚類の陸上養殖用餌の確保 3) 地方活性化資材としての利用 4) 地球温暖化ガス抑制効果の検証 5) 新しい雇用の創出 この新しい農法によって日本農業に新しい息吹を呼び込み農業の未来への希望をつなぎとめたい。	一般的に、農地に労費を加え肥地管理を行って作物を栽培する場合は、農地を耕作目的で利用するものと捉えられ、このような利用をするため農地を取得する場合は、農地法第3条の対象になり、農地転用には当たらない。 御提案の微細藻類(水生光合成微生物)が作物に該当するのかわかりませんが、培養方法の詳細が不明であるため、農地法上の取扱いについては回答できない。	E	一般的に、農地に労費を加え肥地管理を行って作物を栽培する場合は、農地を耕作目的で利用するものと捉えられ、このような利用をするため農地を取得する場合は、農地法第3条の対象になり、農地転用には当たらない。 御提案の微細藻類(水生光合成微生物)が作物に該当するのかわかりませんが、培養方法の詳細が不明であるため、農地法上の取扱いについては回答できない。	1087010	農事組合法人 日本新産品開発組合	東京都	農林水産省		